

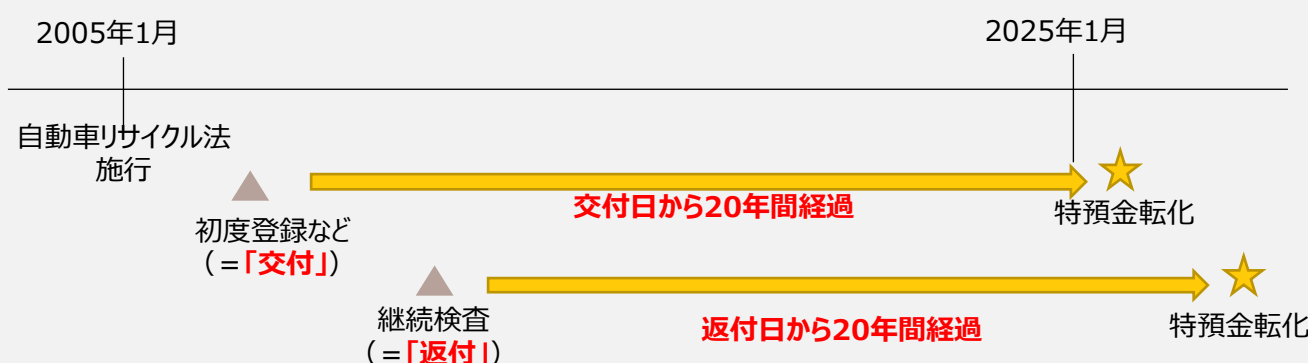
2025年1月

長期間車検を受けていない自動車の リサイクル料金の扱いについて

2024/12/12
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

2025年1月より、長期間車検を受けていない自動車のリサイクル料金は、「特定再資源化預託金等（以下、「特預金」という。）」に転化されます。

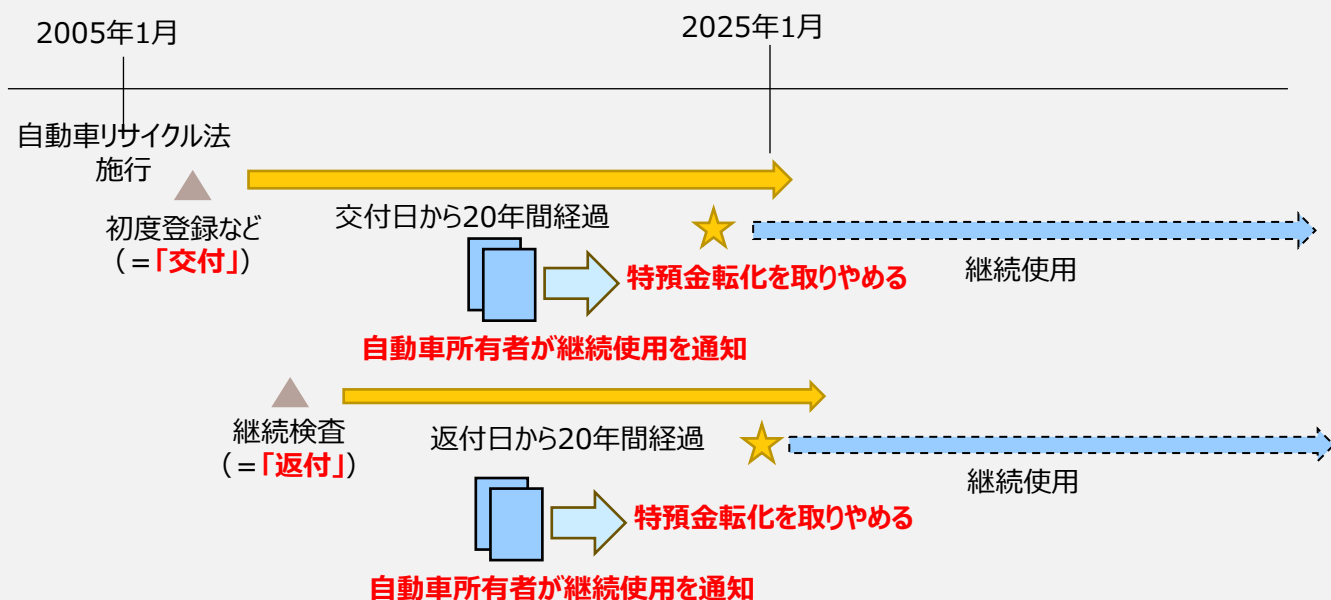
具体的には、「**自リ法第98条4号**」、「再資源化預託金等が預託されている自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた日から起算して二十年を経過した車台のリサイクル料金は特預金に転化し出えんできる」という条文に則り「特預金」に転化されます（以下、「20年時効」という）。



※最短で2005年1月の新規登録分から該当する自動車が発生します。

【 特預金への転化中止を希望する方 】

上記、条文では、「**期限日以後においても当該自動車を継続して使用する旨を資金管理法人に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。**」とあります。所定の通知書にご記入のうえ、提出していただくことで転化を取りやめます。通知書の記入、提出方法等については次ページをご覧ください。



継続使用通知書の記入、提出方法について

「車検を受けていないが所有している」または「構内車として使用中」などの場合は、**資金管理法人に通知をすることで転化中止が可能です。**

※20年の時効を迎える1ヶ月前から可能

【通知手順】

1. 通知書ダウンロード



① 重要情報の「リサイクル料金の20年時効制度が始まります」をクリックします。

② クリック後、各種通知書式のページへ移動します。

各種申請書書式

2. リサイクル料金の預託・取戻し等の申請

(4) リサイクル料金の特預金転化中止申請

長期車検を受けていない自動車のリサイクル料金の扱いについて

継続使用通知書

・期限日以後も20年時効に該当する自動車の継続使用を希望する方は、所定の通知書にご記入のうえ、提出していただくことで特預金への転化を取りやめます。

よくあるご質問

③ 継続使用通知書をクリックして、通知書をダウンロードします。

＜継続使用通知書＞

<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html#section2-corner4>

継続使用通知書の記入、提出方法について

2. 通知書記入

公益財団法人自動車リサイクル促進センター 行

自動車リサイクル法第98条第4号に該当する自動車の継続使用通知書

自動車リサイクル法第98条第4号に規定するリサイクル料金が預託されている自動車
が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の交付を受けた日から起算して二十
年を経過する日（以下、この号において「期間日」という。）以後においても当該自動
車を継続して使用することを通知する。

※は記入必須

申請日 ※ (西暦) 年 月 日

1. 申請者情報 (FAXまたはメールにて手続き完了の連絡をします)

申請者氏名 ※	
電話番号 ※	
FAX 番号	
メールアドレス	

2. 継続使用車台情報

車台番号 ※	
リサイクル券番号	
登録番号/車両番号	

3. 添付書類
通知の車台であることを証明する(1)～(3)のいずれかを添付する。
(1) リサイクル券(写) もしくは自動車リサイクル料金の預託状況
(2) 車検証(写)
(3) 車台番号を確認できるコーションプレートや打刻の写真(画像)

以上

①記入例に従って、申請者情報、車台情報を記入願います。

②通知の車台であることを証明する書類等を添付願います。

※リサイクル券がない場合は
自動車リサイクル料金の預託状況はこちら

<http://www1.jars.gr.jp/k/kdis0010.do>

3. 通知書提出

通知書と添付書類を自動車リサイクルコンタクトセンター資金管理対応グループまで提出願います。

<提出方法>

メールアドレス：cc-sk@jarc.or.jp

FAX：0570-008-300

郵送：下記の送付先を切り取りご使用ください。

〒105-8691

東京都芝郵便局 私書箱第8号

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
資金管理対応グループ行

4. 結果回答

1ヶ月程度を目途に結果を回答します。

<お問合せ先>

自動車リサイクルコンタクトセンター

<http://www.jars.gr.jp/common/toiawase.html>